

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育給付認定申請者、施設等利用給付認定申請者、教育・保育給付認定若しくは施設等利用給付認定を受けている者(過去に受けていた者を含む)及びそれらの該当者と同一世帯の世帯員等
その必要性	公平・公正な子ども・子育て支援新制度業務を行うにあたり、対象者を特定し、正確な保育認定や利用者負担額の算定に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	識別情報・連絡先情報: 対象者を正確に特定するために保有 業務関係情報: 正確な保育認定や利用者負担額の算定を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	札幌市 子ども未来局 子ども支援部 施設運営課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な子ども・子育て支援新制度事務を行うため。							
④使用の主体	使用部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課 札幌市 各区 保健福祉部 健康・子ども課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>下記に掲げる事務の効率化及び公正化等を図るために、住民票関係情報、地方税関係情報及び福祉受給関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。</p> <p>①支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の資格に関する事務 保育所等の利用にあたり、保育認定要件となる就労の状況等を確認する。</p> <p>②支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の支給に関する事務</p> <p>③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務 保育所等の利用にあたり、保護者や家計の主宰者の市民税額や収入状況を確認し、利用者負担額(保育料)を算定する。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が給付費として支給されることとなるため、②に関しても同様の確認が必要となる。</p>							
情報の突合		1 マイナンバーカード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日		平成28年4月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	子ども・子育て支援新制度システム運用保守業務委託	
①委託内容	子ども・子育て支援新制度システムの運用・保守作業の実施	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス北海道支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜札幌市における措置＞

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・個人番号
- ・基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)
- ・連絡先(電話番号等)
- ・その他続柄等の住民票関係情報
- ・その他識別番号(宛名コード)
- ・保育所等入所・申込関係情報
 - ・入所申込日
 - ・入所希望期間
 - ・入所決定日
 - ・入所期間
 - ・入所希望施設
 - ・入所施設
 - ・調整指数
- ・教育・保育給付認定関係情報
 - ・教育・保育給付認定区分
 - ・教育・保育給付認定決定日
 - ・教育・保育給付認定期間
 - ・保育必要量
 - ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))
 - ・支給認定証交付年月日
- ・施設等利用給付認定関係情報
 - ・施設等利用給付認定区分
 - ・施設等利用給付認定決定日
 - ・施設等利用給付認定期間
 - ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))
- ・子どものための教育・保育給付の支給・子育てのための施設等利用給付の支給、保育料の徴収に関する情報
 - ・保護者や家計の主宰者の市民税額等、利用者負担額の算定・徴収に必要な情報